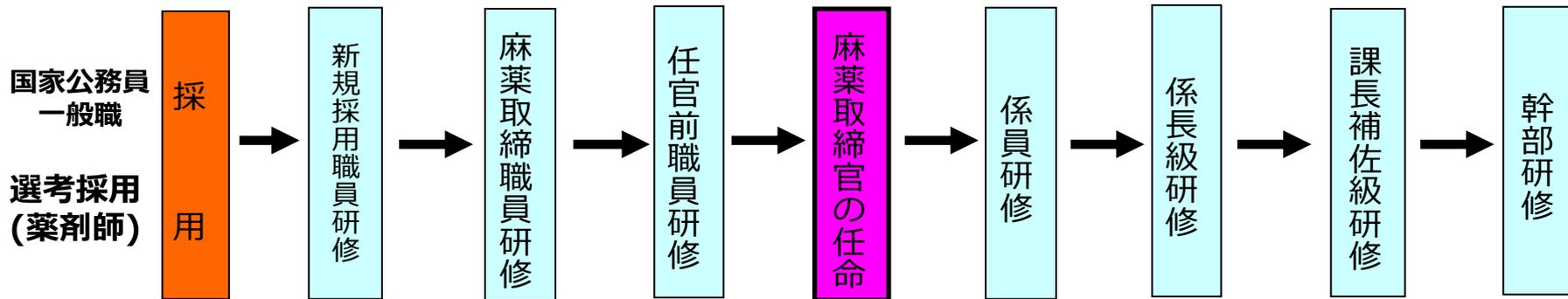


## 麻薬取締官の採用から研修の流れ



研修の種類	研修対象及び期間等	研修の概要
新規採用職員研修	○採用1～2ヶ月後、2週間程度	新たに採用された者に対し、捜査機関である麻薬取締部の職員としての自覚を持たせるとともに、当面職務を行う上で必要な知識・技術を習得させる。
麻薬取締職員研修	○麻薬取締官任官前、2週間程度 ○都道府県の麻薬取締員のほか、聴講生として海上保安官、税関職員及び自衛官も参加	麻薬取締職員として必要な知識及び技術を習得し、今後の活動に資するとともに、研修の場における相互理解を通じて情報収集、取締活動の相互協力、効率化を図る。
任官前職員研修	○麻薬取締官任官後、2週間程度	麻薬取締官に任官直前又は任官直後の者に対し、司法警察としての自覚を持たせるとともに、基礎的な職務を行う上で必要な知識及び技能を習得させる。
係員研修	○麻薬取締官任官後、2週間程度	麻薬取締官に任官後3年程度の職員に対し、職務を通じて得た経験を知識を結びつけることにより、係員として職務を行う上で必要な知識及び技能を習得させる。
係長級研修	○麻薬取締官任官後、2週間程度	採用後8年程度の麻薬取締官に対し、係長としての自覚を持たせ、職務を行う上で必要な比較的高度の知識及び技能を習得させる。
課長補佐級研修	○麻薬取締官任官後、1週間程度	課長補佐級に昇任した麻薬取締官に対し、課長補佐としての職務を行う上で必要な高度の知識及び技能を習得させる。
幹部研修	○幹部昇任後、3日程度	幹部に昇任した麻薬取締官に対し、組織の幹部である管理職としての自覚を促すとともに、必要な知識及び技能を習得させる。

(その他、逮捕術訓練研修、デジタルフォレンジック研修など、他機関の実施する研修へ参加もあります。)